

委員長代理の指名について

統計法（平成十九年法律第五十三号）第四十九条第三項に基づき、委員長代理として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成27年10月26日付

統計委員会

委員長代理 北村 行伸

（一橋大学経済研究所教授）